

手稻溪仁会病院
歯科医師臨床研修プログラム

医療法人溪仁会 手稻溪仁会病院

プログラムの名称と管理体制

1. 臨床研修プログラムの名称

手稲溪仁会病院 歯科医師臨床研修プログラム

2. 歯科医師臨床研修プログラム責任者

針谷 靖史

3. 募集定員 2名

4. 歯科医師臨床研修管理委員会

プログラムと臨床研修歯科医個々の研修状況を把握し、管理・評価を行う目的で歯科医師臨床研修管理委員会を設置する。プログラム責任者を委員長とし、病院長、他職種の責任者、事務部門の責任者、外部有識者等で構成される。

5. 指導歯科医

臨床経験が7年以上で、指導歯科医講習会を受講した者で、教育熱心な歯科医師を指導歯科医としてプログラム責任者が推薦し、院長が委嘱する。

指導歯科医師は研修内容の把握に努め、研修到達目標に向けた研修内容を指導する。

研修プログラム

1. 研修プログラムの目的と特徴

医療者としてのプロフェッショナリズムを理解し、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、国民の健康と福祉に貢献できる地域医療を担う歯科医師を育成する。

歯科口腔外科領域における幅広い知識と練磨した技術を習得し、一次から三次医療までの負傷又は疾病に適切に対応できる診療能力を養う。

2. 研修内容及び研修期間

研修プログラムは、単独型臨床研修プログラムとし、手稲溪仁会病院歯科口腔外科において1年間研修を行う。

歯科口腔外科の基本的、専門的知識と技術を有し、適切な診断と治療が可能な能力を身につける。

急性期病院における歯科医師の役割を認識し、患者中心のチーム医療を実践する。

最低限身に付けておくべき歯科口腔外科の知識・技術を取得する。

3. 研修到達目標

①歯科医師として身につけるべき基本的価値観および基本的診療能力の修得

②地域包括ケアシステムの構築など医療の提供体制の変化を踏まえ、在宅歯科医療の提供やチーム医療・他職種連携等への対応

③各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応

上記項目につき、研修医自らが確実に実践できること、頻度高く臨床において経験を積むことを到達目標とする。

4. 指導体制

研修歯科医に対して指導歯科医が直接指導にあたる。

また、プログラム責任者が臨床研修の責任者として、到達目標の達成状況や研修修了項目の確認を行う。

5. 研修の記録及び評価方法等

1) 研修の評価については、研修評価表を用いて行う。

2) 歯科医師臨床研修管理委員会は、研修の修了認定の可否について評価を行う。

評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価（行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認める。適性の評価は5段階で行い、3以上を合格とする。

3) 臨床研修修了者には、臨床研修修了証を交付する。

6. 研修歯科医の処遇

| | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 身分 | 常勤職員として採用 |
| 勤務時間 | 午前8時30分～午後5時20分、週休2日制 当直の義務はないが、必要に応じて夜間・休日出勤を行うことがある。 |
| 休暇 | 年次有給休暇、年末年始休暇、他就業規則に定める休暇有り |
| 給与 | 1年次月額25万円（時間外手当45時間分を含む） |
| 社会保険 労災保険 雇用保険 | 組合管掌健康保険、厚生年金に加入 労働者災害補償保険法の適用あり 雇用保険法の適用あり |
| 宿舎 | なし |
| 研修医室 | 研修医が共同で使用する研修医室あり |
| 健康診断 | 年2回 |
| 医師賠償責任保険の取扱い | 病院において加入、個人加入は任意 |
| 学会、研究会への出席 | 参加可（一部補助有り） |
| アルバイト | 研修中厳禁 |

7. 募集及び選考方法

応募先：〒005-8555 札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号

手稲溪仁会病院 教育研究センター（事務局）

TEL 011-681-8111

提出書類：履歴書、卒業見込証明書、自己紹介文

選考時期及び方法：毎年8月頃に筆記試験及び面接試験を実施

マッチングシステムによる選考を行う。

研修到達目標

《研修目標》

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
2. 利他的な態度
3. 人間性の尊重
4. 自らを高める姿勢

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性
2. 歯科医療の質と安全の管理
3. 医学知識と問題対応能力
4. 診療技能と患者ケア
5. コミュニケーション能力
6. チーム医療の実践
7. 社会における歯科医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたってともに学ぶ姿勢

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診療計画

| | 必修 | 選択 |
|-----------------------------------------------------------|----|----|
| ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する | ● | |
| ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。 | ● | |
| ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。 | ● | |
| ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う | ● | |
| ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。 | ● | |
| ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。 | ● | |

(2) 基本的臨床技能等

| | 必修 | 選択 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。 | ● | |
| ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 | ● | |
| ③ 基本的な応急処置を実践する | ● | |
| ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する | ● | |
| ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する | ● | |
| ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する | ● | |

(3) 患者管理

| | 必修 | 選択 |
|---------------------------------------------|----|----|
| ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する | | ● |
| ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する | ● | |
| ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う | ● | |
| ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する | ● | |
| ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する | ● | |

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

| | 必修 | 選択 |
|---------------------------------------------------------------------------|----|----|
| ① 妊娠期・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する | ● | |
| ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する | ● | |
| ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する | | ● |
| ④ 障害を有する患者への対応を実践する | ● | |

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職の連携

| | 必修 | 選択 |
|-------------------------------------------------------|----|----|
| ①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理の際に連携を図る | ● | |
| ②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る | ● | |
| ③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する | ● | |

(2) 多職種連携、地域医療

| | 必修 | 選択 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| ①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する | ● | |
| ②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する | ● | |
| ③在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し参加する | | ● |
| ④訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する | | ● |
| ⑤離島やへき地における地域医療を経験する | | ● |
| ⑥がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する | ● | |
| ⑦歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する | | ● |
| ⑧入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する | | ● |

(3) 地域保健

| | 必修 | 選択 |
|------------------------------|----|----|
| ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する | ● | |
| ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する | ● | |
| ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する | | ● |
| ④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する | | ● |

(4) 歯科医療提供に関する制度の理解

| | 必修 | 選択 |
|---------------------------------------------------|----|----|
| ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する | ● | |
| ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する | ● | |
| ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する | ● | |

(1) 医療面接

《一般目標》

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|---------------------------------------|------------------------------------|--------|
| ① コミュニケーションスキルを実践する。 | 各行動目標に基づき医療面接を実施する。聴取した内容を病歴に記載する。 | 25症例 |
| ②病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。 | | |
| ③病歴を正確に記録する。 | | |
| ④患者の心理・社会的背景に配慮する。 | | |
| ⑤患者・家族に必要な情報を十分に提供する。 | | |
| ⑥患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築） | | |
| ⑦患者のプライバシーを守る。 | | |
| ⑧患者の心身におけるQOL (Quality of Life)に配慮する。 | | |
| ⑨患者教育と治療への動機付けを行う。 | | |

《症例数の数え方》

- ・医療面接、総合診療計画、治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、医療面接を行う。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計25症例以上経験していることが必要。
ただし、各症例において、①から⑨までの行動目標をすべて経験していることが必要。

(2) 総合診療計画

《一般目標》

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|--------------------------|-----------------------|--------|
| ①適切で十分な医療情報を収集する。 | 各行動目標に基づき総合診療計画を立案する。 | 25症例 |
| ②基本的な診察・検査を実践する。 | | |
| ③基本的な診察・検査の所見を判断する。 | | |
| ④得られた情報から診断する。 | | |
| ⑤適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。 | | |
| ⑥十分な説明による患者の自己決定を確認する。 | | |
| ⑦一口腔単位の治療計画を作成する。 | | |

《症例数の数え方》

- ・医療面接、総合診療計画、治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで患者の総合診療計画を立案する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計25症例以上経験していることが必要。ただし、各症例において、①から⑦までの行動目標をすべて経験していることが必要。

(3) 予防・治療基本技術

《一般目標》

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|-------------------|--------------------------|--------|
| ①基本的な予防法の手技を実施する。 | 各行動目標に基づき予防・治療基本技術を習得する。 | 10症例 |
| ②基本的な治療法の手技を実施する。 | | |
| ③医療記録を適切に作成する。 | | |
| ④医療記録を適切に管理する。 | | |

《症例数の数え方》

- ・治療の流れを連続して経験した場合を、1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで、

予防・治療基本技術を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計10症例以上経験していることが必要。
ただし、①から④までの行動目標ごとに最低2症例以上を経験していることが必要。

(4) 応急処置

《一般目標》

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| ①疼痛に対する基本的な治療を実践する。 | 疼痛の原因を明らかにし、原因に応じた適切な処置を行う。 | 5症例 |
| ②歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。 | 歯の損傷、軟組織の損傷の処置、顎顔面骨骨折の診査、診断および処置を行う。 | |
| ③修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。 | 修復物や補綴物の再着、不適合義歯の調整、破損義歯の修理を行う。 | |

《症例数の数え方》

- ・治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医の指導の下、応急処置を行う。外傷では、おもに介助を通して基本手技を学ぶ。疼痛や修復物、補綴装置の脱離と破損及び不適合では上級歯科医・指導歯科医が研修医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、応急処置を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計5症例以上経験していることが必要。ただし、①から③までの行動目標ごとに最低1症例以上を経験していることが必要。

(5) 高頻度治療

《一般目標》

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|-----------------------|----------------------------------------------|--------|
| ①齲蝕の基本的な治療を実践する。 | 1) レジン修復 2) インレー修復 | 30症例 |
| ②歯髄疾患の基本的な治療を実践する。 | 1) 抜髄処置 2) 感染根管処置 | |
| ③歯周疾患の基本的な治療を実践する。 | 1) ブラッシング指導 2) スケーリング・ルートプレーニング 3) 再評価 | |
| ④抜歯の基本的な処置を実践する。 | 1) 普通抜歯 2) 難抜歯 3) 埋伏歯抜歯 | |
| ⑤咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。 | 1) 歯冠補綴処置 2) 部分床義歯 3) 全部床義歯 | |

《症例数の数え方》

- ・治療の流れを連続して経験した場合を、1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで高頻度治療を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計30症例以上を経験していることが必要。
ただし、①から⑤までの行動目標ごとに最低5症例以上を経験していることが必要。

(6) 医療管理・地域医療

《一般目標》

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|--------------|--------------------------------|--------|
| ①保険診療を実践する。 | 講習会やセミナーに参加して保険診療の仕組みを理解し実践する。 | 6症例 |
| ②チーム医療を実践する。 | 各職種連携のチーム医療に参加する。 | |
| ③地域医療に参画する。 | 地域や患者のニーズに即した治療を提供する。 | |

《症例数の数え方》

- ・①は講習会やセミナーの参加1回につき1症例と数える。
- ②、③は上級歯科医・指導歯科医とともに医療管理・地域医療を経験した場合を、1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が、研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の下、医療管理・地域医療について習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計6症例以上を経験していることが必要。ただし、①から③までの行動目標ごとに最低1症例以上を経験していることが必要。

2. 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

《研修目標》

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

《一般目標》

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|--------------------------|-----------------------------|--------|
| ①バイタルサインを観察し、異常を評価する。 | モニタリングとその評価、解析を行う。 | 10症例 |
| ②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。 | 院内関連セミナー参加、文献検索。 | |
| ③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。 | 基礎疾患を有する患者の術前全身状態の評価法を習得する。 | |
| ④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。 | 歯科治療時の偶発症発生時の対処法を習得する。 | |
| ⑤一次救命処置を実践する。 | 院内ICLS講習会に参加する。 | 1症例 |
| ⑥二次救命処置の対処法を説明する。 | | |

《症例数の数え方》

- ・①～④は上級歯科医・指導歯科医とともに該当する症例を経験した場合を、1症例とする。
- ⑤、⑥は講習会やセミナーの参加1回につき1症例と数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当する。研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計10症例以上経験していることが必要。ただし、①～④までの行動目標ごとに最低2症例以上、⑤、⑥は2症例以上経験していることが必要。

(2) 医療安全・感染予防

《一般目標》

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|-----------------------------------------|----------------------------|--------|
| ①医療安全対策を説明する。 | 医療安全関連の講習会、セミナー参加。 | 10症例 |
| ②アクシデント及びインシデントを説明する。 | 医療安全関連の講演会、セミナー参加。診療科内の研修。 | |
| ③医療過誤について説明する。 | 医療安全関連の講演会、セミナー参加。診療科内の研修。 | |
| ④院内感染対策（Standard Precautionsを含む。）を説明する。 | 感染対策関連の講演会、セミナー参加。診療科内の研修。 | |
| ⑤院内感染対策を実践する。 | 院内感染対策を実践する。 | |

《症例数の数え方》

- ・講習会やセミナーは、院内、院外の開催すべてを参加対象とし、参加1回につき1症例と数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・各種研修会や講演会に積極的に参加させる援助を行い、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計10症例以上経験していることが必要。
ただし、①から⑤までの各行動目標ごとに最低2症例以上経験していることが必要。

(3) 経過評価管理

《一般目標》

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|---------------------|------------------------|--------|
| ①リコールシステムの重要性を説明する。 | リコールシステムの重要性を理解し、説明する。 | 12症例 |
| ②治療の結果を評価する。 | 自ら行った治療の結果を評価する。 | |
| ③予後を推測する。 | 自ら行った治療の予後を予測する。 | |

《症例数の数え方》

- ・ 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を担当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、経過評価管理を経験した場合を、1症例として数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・ 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を担当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、経過評価管理について習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・ 目標達成の基準として、合計12症例以上経験していることが必要。
ただし、①から③までの行動目標ごとに最低4症例以上経験していることが必要。

(4) 予防・治療技術

《一般目標》

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|----------------------------------------------|----------------------------|--------|
| ①専門的な分野の情報を収集する。 | Webサービスを用いて国内外の学術雑誌検索を行う。 | 10症例 |
| ②専門的な分野を体験する。 | 関連学会や学術研修会、ハンズオンセミナーに参加する。 | |
| ③POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。 | 電子カルテにPOSで入力した内容を説明する。 | |
| ④EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。 | 各種ガイドラインに基づき治療計画を立て説明する。 | |

《症例数の数え方》

- ・ ①は抄読会での発表1回につき1症例と数える。
- ・ ②は関連学会・学術講演会等の参加1回につき1症例と数える。
- ・ ③、④は上級歯科医・指導歯科医とともに治療にPOS、EBMに基づいた医療を経験した場合を、1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・①当院が契約している学術雑誌の検索サービスを活用し検索方法を指導する。
- ・②関連する学会への入会を促し、各種研修会や講演会に積極的に参加させる援助を行う。
- ・③上級歯科医・指導歯科医は常にPOSに基づいたカルテ入力を指導し、その内容を理解させるように努める。
- ・④疾患別のガイドラインを把握しEBM治療の助力とする。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計12症例以上を経験していることが必要。
ただし、①から④までの行動目標ごとに最低3症例以上経験していることが必要。

(5) 医療管理

《一般目標》

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|-----------------------|----------------------------------------|--------|
| ①歯科医療機関の経営管理を説明する。 | 経営管理関連の講習会やセミナーへの参加。 | 5症例 |
| ②常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。 | 必要な医療情報を文献検索等で収集する。 | |
| ③適切な放射線管理を実践する。 | 放射線管理関連の講習会やセミナーに参加。 適切な放射線管理を実践する。 | |
| ④医療廃棄物を適切に処理する。 | 医療廃棄物を適切に分別、処理する。 | |

《症例数の数え方》

- ・①、③は講習会やセミナーの参加1回につき1症例と数える。
- ・②は抄読会での発表1回につき1症例と数える。
- ・④は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、医療廃棄物の適切な分別、処理法について理解し、実践した場合を、1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医の指導の下、研修歯科医は医療管理に関する知識、態度及び技能を習得する。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、合計5症例以上経験していることが必要。
ただし、①から④までの各行動目標ごとに最低1症例以上経験していることが必要。

(6) 地域医療

《一般目標》

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

《行動目標》

| 到達目標 | 研修内容 | 必要な症例数 |
|------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| ① 地域歯科保健活動を説明する。 | 地域医療関連のセミナーへ参加、通院が困難な患者あるいはその家族に歯科訪問診療の説明と紹介を行う。 | 3症例（レポート） |
| ② 歯科訪問診療を説明する。 | | |
| ② 医療連携を説明する。 | | |

※地域医療関連セミナーは、地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療の役割や病院と診療所の連携、介護保険施設との連携等のセミナーへ参加する。

※歯科訪問診療は、患者個人、介護保険施設等への歯科訪問診療の実施、或いは、地域の歯科診療所と連携した歯科訪問診療の説明等による研修を行う。

《症例数の数え方》

- ・1レポート作成につき1症例と数える。

《研修歯科医の指導体制》

- ・上級歯科医・指導歯科医の指導の下、研修歯科医はセミナー等で習得した知識、態度及び技能についてレポート作成を行う。

《修了判定の評価基準》

- ・目標達成の基準として、最低3症例以上経験していることが必要。
レポートは指導歯科医が確認する。